

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（案）の制定及び規制区域の指定（案）に係る市民参画手続の結果について

1 施策の案の名称

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（案）の制定、規制区域の指定（案）

2 意見募集期間

令和6年11月27日から令和6年12月27日まで

3 提出された意見、その考慮の結果及び理由

(1) 意見の提出状況

- ア 意見提出人数 5人
- イ 意見数 7件（条例に対する意見5件、規制区域に対する意見2件）
- ウ 提出方法 電子申請（3人）、FAX（1人）、開発審査課への持参（1人）

(2) 考慮の結果及び理由

次頁のとおり

4 定めた施策等の内容

(1) 施策等の題名

- ア 静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例
- イ 規制区域の指定

(2) 施策等の内容

- ア （別紙1）条例のとおり
- イ （別紙2）ご意見を反映した規制区域（案）のとおり

5 施策等の案と定めた施策等の差異及び理由

- ア パブリックコメント時の施策等の案と定めた条例の内容に差異はありません。
- イ 山間部の湖等で、宅地造成等工事規制区域に指定されている部分は、特定盛土等規制区域に修正します。

【お問い合わせ先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号  
静岡市都市局都市計画部  
開発審査課 盛土対策係  
TEL：054-221-1591  
FAX：054-221-1117

番号	ご意見のタイトル	ご意見	本市の考え方	施策の案の修正有無	理由
1	4 条例及び規則の内容 許可対象となる盛土等の規模（一時的な土石の堆積⑥⑦）	宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域それぞれに許可対象となる盛土等の規模が設定されていたものが、宅地造成等工事規制区域の規模に統一された場合、建設発生土一時仮置き場の確保の点で今まで以上に困難となり、応札が難しくなる。技術基準での縛りがあるので、特定盛土等規制区域の盛土等の規模に統一できないか。	不法盛土に関わる事業者等から、規制区域の足並みの乱れが置きやすさとして認識される可能性があります。その可能性を極力抑え、不法盛土を行えない環境であることを、多くの方に伝える必要があると考えております。不法盛土を置かせない環境をつくり、不法盛土された場合の初期対応が迅速に行えるよう、県内一律で許可対象規模を盛土規制法より引き下げて設定することといたしました。盛土が崖崩れを誘発する等、不法盛土が人命に与える危険性、自然に与える悪影響等、ご理解いただきご協力をお願いいたします。	修正なし	条例案の修正を要する意見ではないため
2	4 条例及び規則の内容 許可対象となる盛土等の規模（一時的な土石の堆積⑥⑦）	宅地造成等工事規制区域の盛土等の規模で進めるのであれば、建設発生土一時仮置き場の確保の観点で、今まで以上に困難となるため、工事発注の際に仮置き場を指定した設計書での発注をお願いしたい。	省令第8条第10項ハの規定により、工事で使用する土や、発生土を一時的に工事現場の付近に堆積する場合は許可不要となります。建設発生土一時仮置き場の書面上での明記については、関係部署と協議します。	修正なし	条例案の修正を要する意見ではないため
3	4 条例及び規則の内容 許可対象となる盛土等の規模	規制対象の技術的基準は、許可対象となる盛土規模に対してのみ適用されるのか。（許可対象外の盛土規模に対しても適用されるのか。）	規制対象の技術基準は、許可対象となる盛土規模に対してのみ適用されます。技術的基準等は、安全に盛土等を行うための基準となっているため、許可対象外の盛土等についてもその基準に沿って、安全な盛土等を行ってくださるようお願いいたします。	修正なし	条例案の修正を要する意見ではないため
4	条例の違法行為に対する罰則	杉尾の盛り土は明らかに危険を予知できる状況下である。行政は改善する費用を業者に請求するとの報道だったが、回収できるのか疑問に思う。行政は安全性を精査するしっかりした物差しを持つ必要があり、違法な行為に対して速やかに行政代執行と資産の差押が出来る法整備が必要。 又、行政側の業務不履行ともいえる。又その責任の追及も欠かせない。 是非とも不法行為に及ぶ者の根絶に努めてほしい。	不法盛土については、関係部署と連携し再発防止のための対策を講じることが重要と考えています。また、不法行為を行う者に対しては、厳正な措置を講じ、災害発生の防止に努めてまいります。	修正なし	条例案の修正を要する意見ではないため

5	4(5)定期の報告事項追加	報告に係る期間中に盛土に用いた土石の性質確認については報告書と目視確認（産業廃棄物の混入等）が入りますか	目視確認は、写真確認等も含めて随時行います。産業廃棄物や汚染物質等が、受け入れ先で確認された場合、受け入れた土石すべての確認や汚染物質の影響範囲の確認等、事業者様に大きな負担がかかることが想定されます。事業者様の負担を抑え、安全に工事を進めていただくために、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。	修正なし	条例案の修正を要する意見ではないため
6	井川湖など造成工事が不可能と思われる箇所が規制区域に指定されている	山間部の細かなところまで宅地造成の区域で表示されていることが分かりました。しかし、タイトルのとおり、居住できないと思われるところまで指定する必要はないと思います。勿論、居住可能な土地を守ることは必要です。	規制区域の設定とともに、許可対象規模を盛土規制法より引き下げて設定いたします。特定盛土等規制区域における人家等の有無、周辺環境の状況を再度確認し、必要な修正を行ってまいります。	修正予定	山間部の湖等で、宅地造成等工事規制区域に指定されている部分は、特定盛土等規制区域に修正します。
7	規制区域について	規制の隙間を狙って不法盛土が施工されることがないよう、静岡市全域が規制区域として網羅されており、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域を同じ基準として規制しているところが評価できます。	ご意見ありがとうございます。	修正なし	条例案の修正を要する意見ではないため